(第1面)

#### 特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年6月17日

大阪市長 殿

提出者

住所 大阪市北区芝田2丁目10番39号

氏名 大阪府済生会 中津病院

院長 志手 淳也

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6372-0333

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大阪府済生会 中津病院
事業場の所在地	大阪市北区芝田2丁目10番39号
計 画 期 間	2024年4月1日~2025年3月31日
当該事業場において現に行	「っている事業に関する事項
①事業の種類	83:病院
②事業の規模	570床
③従 業 員 数	1,402人
④特別管理産業廃棄 物の一連の処理の工 程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

特別	]管理産業廃棄物の処理	Lに係る管理体制に関っ	する事項	
	(管理体制図)			
	別紙のとおり			
作品		」の他判に関する事項		
行力!	「日 生 生 未 免 来 物 切 折 山	107741間に関りる事項 <b>T</b>		
		【前年度(2023年度)	実績】	
		特別管理産業廃棄物の 種類	感染性産業廃棄物	
		排 出 量	<b>604</b> t	t
		(これまでに実施し		
	①現状	針刺し事故防止や感染	と予防の安全面を最優先	するため、過度な排出抑
			が、掲示物等の活用や職員	<b>員ミーティングでの廃棄物</b>
		の適正処理の啓蒙を終	体統的ni行つ(いる。	
			1	
		特別管理産業廃棄物の 種類	感染性産業廃棄物	
		排出量	<b>600</b> t	t
				L L
	<b>○</b> ⇒1 <del></del>	(今後実施する予定		
	②計画	分別を徹底し、引き続	さ排山抑制に劣める。	
特別	  管理産業廃棄物の分別	<u> </u>		
1975			管理産業廃棄物の種類及	778分別に関する取組)
			他の廃棄物と区分し適正し	
	<ul><li>①現状</li></ul>	松木は圧木洗米物は	心の光来物に色力し過止し	ייסייסט כ נודשות נכט.
	<b>①</b> 現			
		(人然八回よりヱウェ	性団体理立坐成を集の年半	ガスパハロリュ 胆・ナフ 味・如 \
			特別管理産業廃棄物の種類	貝及い分別に関する取組)
	@#I <del></del>	引き続き適正な分別を 	天肥9句。	
	②計画			

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
		【前年度(2023 <b>年度</b> )	実績】	
		特別管理産業廃棄物の 種類	感染性産業廃棄物	
		自ら再生利用を行った		
	() TH. (1)	特別管理産業廃棄物 の量	<b>0</b> t	t
	①現状	(これまでに実施し	た取組)	
		実施していない。		
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の 種類	感染性産業廃棄物	
		自ら再生利用を行った	0 .	
	②計画	特別管理産業廃棄物の 量	<b>0</b> t	t
	<b>少</b> 計画	(今後実施する予定 <b>予定なし。</b>	の取組)	
		1, 75.20.		
自自	行う特別管理産業廃棄	物の中間処理に関する	事項	
		【前年度(2023 <b>年度</b> )	実績】	
		特別管理産業廃棄物の 種類	感染性産業廃棄物	
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物	<b>0</b> t	t
		の量目ら中間処理により	•	
	①現状	減量した特別管理産業	<b>0</b> t	t
		<u>廃棄物の量</u> (これまでに実施し	 た取組)	
		実施していない。		
		<u>┃</u> 【目標】		
		特別管理産業廃棄物		
		の種類	感染性産業廃棄物 	
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物	<b>0</b> t	t
		の量 自ら中間処理により		
	②計画	減量した特別管理産業廃棄物の量	<b>0</b> t	t
		(今後実施する予定	の取組)	
		予定なし。		
		1		

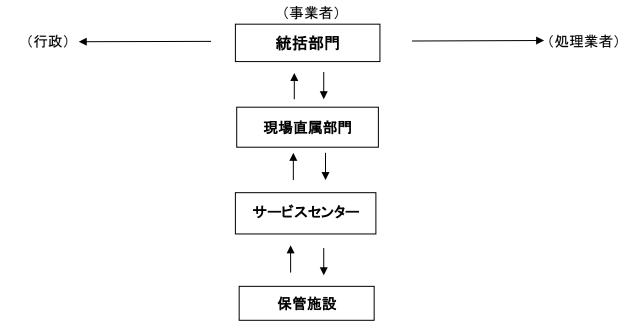
自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
		【前年度(2023 <b>年度</b> )実	績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	<b>0</b> t	t
	①現状	(これまでに実施した取 実施していない。	(組)	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	<b>0</b> t	t
	②計画	(今後実施する予定の取 <b>予定なし。</b>	(組)	
特別	  管理産業廃棄物の気	L D理の委託に関する事項		
1473		【前年度(2023年度)実		
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
		全処理委託量	<b>604</b> t	t
		優良認定処理業者 への処理委託量	<b>604</b> t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	<b>0</b> t	t
		認定熱回収業者 への処理委託量	<b>0</b> t	t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	<b>0</b> t	t
		(これまでに実施した取 委託基準を遵守できる産業 処理状況の現地確認を実施	<b>達廃棄物処理に係る優良</b>	<b>事業者を選定し、定期的な</b>

		(第5面	— <sub>1)</sub>		
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
		全処理委託量	600	t	t
		優良認定処理業者 への処理委託量	600	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	0	t	t
		認定熱回収業者 への処理委託量	0	t	t
	②計画	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0	t	t
		 (今後実施する予定の取	L (組)		
		【前年度(2023年度)実統	漬】		
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) (今後実施する予定の取約	п <i>К</i>		<b>604</b> t
		(分後美胞りる予定の収測	<b>社寺</b> )		
※事務処理欄					

#### 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
  - 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄4物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
  - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
  - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
  - 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発7生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

# 添付資料 管理体制図



### (各部署の役割)

部署	役割
	・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理
	・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等
	・処理施設(事業場内・外)の定期査察
	・行政に対する報告等
Α	・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理
統括部門	・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発
(総務課)	・各部署間の調整及び指示
	・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定 及びその実施
	・産業廃棄物の適正処理費用の算出
	・委託料金の支払方法による業者管理
	・産業廃棄物減量化手法の調査研究
	上記について必要に応じてBまたはCに指示
	・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握
В	・各現場の施設の維持管理点検等
現場直属部門	・保管施設での保管量の把握、記録の作成等
	・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等
	・上記内容をAに報告
	・感染性廃棄物の搬出入
С	・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等
サービスセンター	・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等
	・最終処分場の稼働状況の把握、記録の作成等
	・上記内容をAに報告

# [別紙] (感染性廃棄物発生工程フロー)

